

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月17日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと

(2) 代表者の氏名

西岡 亜久里

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区五条通高倉角塚町2-1 jimukinoueda bldg. 206

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国籍、民族、文化、言語、性などのちがいを超え、共に豊かにいきることのできる多文化共生の理念に基づき、在日外国人と日本人の双方へ向けて「多文化共生」のための事業を創造し、実践することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月2日

(文化市民局地域自治推進室)